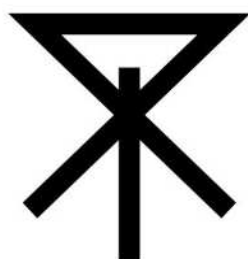


大阪市コンプライアンス白書

《平成 22 年度版》

平成 23 年 5 月



大 阪 市

目 次

1	はじめに	... 1
2	コンプライアンスの推進のための取組みとその実施状況	
(1)	公益通報制度	... 2
(2)	不当要求行為対応	... 4
(3)	内部統制体制	... 6
(4)	内部監察制度	... 7
(5)	職員の意識改革	... 9
(6)	コンプライアンスの推進を支える諸制度	...12
3	資料編	
資料 1	公益通報統計資料	...15
資料 2	公の施設一覧表	...18
資料 3	行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会・生活保護部会 開催状況	...19
資料 4	行政対象暴力対応研修 実施状況	...22
資料 5	大阪市の内部統制体制及びコンプライアンスの推進に関する 各種取組み	...23
資料 6	内部監察（定期監察・随時監察）の流れ	...24
資料 7	内部監察（定期監察・随時監察）の結果及び改善措置（概要版）	...27
資料 8	コンプライアンス研修（集合型・グループ討論型）の実施状況	...37
資料 9	コンプライアンスアンケートの結果概要	...39
資料 10	リーガルサポーターズ相談件数一覧表	...41
	各資料は平成 22 年度分です。	
4	平成 22 年度を振り返って	...42
5	平成 23 年度に向けて	...44
6	おわりに	...45

大阪市におけるコンプライアンスの取組みについては、下記のホームページを
ご覧ください。

http://www.city.osaka.lg.jp/shisei_top/category/884-0-0-0-0.html

1 はじめに

大阪市では、平成 18 年 4 月から「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を施行し、公益通報制度、不当要求行為対応、内部監察制度、コンプライアンス研修などの各種取組みを実施してきました。

これらの取組みを実施することにより、市職員のコンプライアンス意識の徹底と組織風土の改革が徐々に図られつつあると考えています。

しかしながら、平成 22 年度において、不祥事根絶プログラムを実践中であるにもかかわらず、環境局河川事務所における金品の私物化等问题など不祥事が絶えず、また、16 名の職員が逮捕されるなど、依然として「非常事態」というべき状況にあり、大阪市として、これからも継続してコンプライアンス意識を高めていく必要があります。

この「大阪市コンプライアンス白書」は、職員のコンプライアンス意識向上のための取組みをさらに推進するために、コンプライアンスの推進に関する各種取組みの実施状況を取りまとめるとともに、今後の取組みを検討するための資料として活用することを目的として作成しております。

今後とも、職員一人ひとりの、そして組織全体のコンプライアンス意識を向上させ、公正かつ公平な職務の執行を確保し、市民の信頼を回復するために、職員が一丸となって意識改革、組織風土改革に取り組んでまいります。

2 コンプライアンスの推進のための取組みとその実施状況

(1) 公益通報制度

ア 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく公益通報制度の運用		
[通報件数内訳]		
	平成 22 年度通報件数	514 件
(内数)	内部通報窓口	451 件
	外部通報窓口	63 件
[通報案件処理状況]		
	平成 22 年度に継続されたもの	155 件
	平成 22 年度に受け付けたもの	514 件
	平成 22 年度において処理したもの	430 件
	平成 23 年度に継続するもの	239 件
	是正措置等の勧告案件数	7 件

詳細については、資料 1 を参照

通報の受付に関しては、情報公開室監察部及び各局等（大阪市の各局・室・区及び中央卸売市場をいいます。）のコンプライアンス所管担当で受け付ける「内部通報」と、外部有識者で構成される大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」といいます。）で受け付ける「外部通報」の窓口があります。

大阪市では、通報できる者を職員以外の市民にも広げたこと、外部窓口を設けたことなどにより、通報し易い環境を整えています。

また、すべての通報案件について、委員会が目を通し、外部からの視点でチェックしています。

[大阪市公正職務審査委員会] (任期：平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月)

委員長 播磨 政明 [弁護士]
 委員長代理 大西 寛文 [公認会計士]
 委員 川崎 裕子 [弁護士]

[開催状況](平成22年度)

回次	開催日	回次	開催日
第159回	平成22年4月1日	第180回	平成22年10月25日
第160回	平成22年4月9日	第181回	平成22年11月1日
第161回	平成22年4月23日	第182回	平成22年11月8日
第162回	平成22年5月10日	第183回	平成22年11月9日
第163回	平成22年5月18日	第184回	平成22年11月12日
第164回	平成22年5月24日	第185回	平成22年11月16日
第165回	平成22年6月8日	第186回	平成22年11月22日
第166回	平成22年6月24日	第187回	平成22年11月30日
第167回	平成22年7月14日	第188回	平成22年12月8日
第168回	平成22年7月20日	第189回	平成22年12月14日
第169回	平成22年8月9日	第190回	平成22年12月20日
第170回	平成22年8月13日	第191回	平成23年1月14日
第171回	平成22年8月18日	第192回	平成23年1月21日
第172回	平成22年8月20日	第193回	平成23年2月4日
第173回	平成22年8月23日	第194回	平成23年2月14日
第174回	平成22年9月3日	第195回	平成23年2月21日
第175回	平成22年9月21日	第196回	平成23年3月2日
第176回	平成22年9月28日	第197回	平成23年3月11日
第177回	平成22年10月6日	第198回	平成23年3月22日
第178回	平成22年10月15日	第199回	平成23年3月25日
第179回	平成22年10月22日	計41回開催 総審議時間 111時間	

イ 委員会による勧告等の内容に関する報道発表

公表実績	第1回：平成22年8月20日
	第2回：平成22年9月3日
	第3回：平成22年11月9日

委員会が、類似事例の是正や当該事実の発生・再発防止を図るため、勧告等を公表することが相当であると判断した案件に関して、報道発表を実施しました。

(2) 不当要求行為対応

ア 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく不当要求行為対応

対応実績	4件
------	----

平成 22 年度は、4 件の報告がありました。

水道料金の請求トラブルをきっかけに、自らが行っているボランティア活動への寄付や参加を強要した件

本市が交付した証明書の送付について、個人情報情報の漏えいであるとして、執拗に謝罪等を要求した件

公文書公開請求で公開された公文書の記載内容に誤りがあるとして、金員の支払いを要求した件

生活保護費の借用を要求し、これを職員に断られたため、断った職員に対して暴行をはたらいた件

イ 公の施設から暴力団の利益となる使用を排除する取組み

対象となる公の施設	10 局 37 条例 1,493 施設 (平成 23 年 4 月現在)
排除措置実績	9 件 延べ 13 人 (平成 22 年 1 月 ~ 平成 23 年 3 月)

大阪府警察本部 (以下「大阪府警」といいます。)と「大阪市が設置する公の施設からの暴力団排除に関する覚書」を締結し、大阪市が設置する公の施設の利用者をはじめ、市民の安全・安心に資することを目的として、公の施設からの暴力団の利益となる使用を排除する取組みを実施しています。

[対象となる公の施設]

原則として、事前に使用許可申請を要する宿泊施設、飲食施設、スポーツ施設、文化施設、貸館施設、斎場等

対象となる公の施設については、資料 2 を参照

[暴力団の利益となる使用の例]

- ・ 斎場における暴力団幹部等の組葬
- ・ 暴力団組長の襲名披露パーティー
- ・ 暴力団幹部等の出所祝い
- ・ 暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベント
- ・ 暴力団員らによる慰安旅行の宿泊、宴会
- ・ 暴力団員らによるソフトボール大会等の行事
- ・ 暴力団主催による暴対法対策、資金源獲得その他公序良俗に反する会議

ウ 行政対象暴力対策連絡協議会の取組み

大阪市では、暴力団等からの不法・不当要求事案の予防及び排除を目的として、「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会設置要綱」に基づき、大阪府警の協力を得て「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会」を設置しています。

協議会の体制としては、市長を会長、副市長を副会長とするとともに、大阪府警の大阪市警察部長を副会長、同刑事部長、公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター専務理事及び大阪弁護士会の民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会の委員長を顧問としています。

また、協議会の下に「幹事会」を設置し、連絡調整を行うとともに、「区役所部会」、「契約部会」及び「生活保護部会」を設置し、個別の業務においても、大阪府警との連携を図っています。

区役所部会・契約部会・生活保護部会の開催状況については、資料3を参照

エ 行政対象暴力対応研修の実施

大阪市職員が行政対象暴力に対応するために必要な知識と技術を習得することを目的として、大阪府警から派遣された警察官を中心として、ロールプレイング方式、グループ討議を採用した研修を実施しました。

実施状況については、資料4を参照

オ 暴力団等対策ビデオの貸出し

上記エの「行政対象暴力対応研修」以外にも、行政対象暴力に関する知識を習得するために参考となる暴力団等対策ビデオの貸出しを行い、各局等における研修等で使用しました。

カ 不当要求防止責任者講習の実施

平成23年1月18日実施（受講者数：80人）

各職場において、不当要求行為や行政対象暴力の発生を防止するためには、そのノウハウを持った職員を養成する必要があります。

そのため、行政対象暴力等に対する基本的な心構えや知識を習得することにより、

行政対象暴力等による被害を防止するために、職場で中心的な役割を担うことのできる職員を、不当要求防止責任者（参照）として養成し、不当要求行為や行政対象暴力の排除に向けた組織的な取り組みを進めることを目的として、大阪府警及び公益財団法人 大阪府暴力追放推進センターのご協力により、不当要求防止責任者講習を実施しました。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（通称「暴力団対策法」）第 14 条に規定する「当該事業に係る業務の実施を統括管理する者であって、不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う者」

あらかじめ、大阪府公安委員会に「責任者選任届出書」を提出し、当該責任者が、講習を受講した後、受講修了書が交付される。

(3) 内部統制体制

ア 「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」に基づく内部統制体制の構築

大阪市では、「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」に基づき、市長を「最高内部統制責任者」、副市長を「副最高内部統制責任者」、各局等の長を「内部統制責任者」（ただし、情報公開室長は「総括内部統制責任者」としています。）と位置付け、コンプライアンスを推進する上でのそれぞれの使命と責任を明らかにする体制を整備しています。

また、「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」第 11 条に基づき、各局等においても内部統制の体制に関する要綱を制定し、内部統制体制を整備しています。

大阪市の内部統制体制及びコンプライアンスの推進に関する各種取り組みについては資料 5 を参照

イ 内部統制連絡会議の開催

内部統制に関する連絡調整及びコンプライアンスに関する情報共有を図ることを目的として、市長、副市長及び各局等の長で組織する「大阪市内部統制連絡会議」を開催しました。

また、各局等のコンプライアンス所管担当課長で組織する「大阪市内部統制連絡会議幹事会議」を 4 回開催しました。

[大阪市内部統制連絡会議]

開催日	議 題
平成 22 年 6 月 28 日	・平成 22 年度定期監察（共通課題監察）の実施について

[大阪市内部統制連絡会議幹事会議]

開催日	議 題
平成 22 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度コンプライアンス・サービス研修（課長・課長代理級）及び職場コンプライアンス・サービス研修の実施について ・「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」の運用状況の公表及び「大阪市コンプライアンス白書（平成 21 年度版）」について ・平成 22 年度定期監察（個別課題監察）の実施について
平成 22 年 6 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度定期監察（共通課題監察）の実施について ・平成 22 年度職場コンプライアンス・サービス研修に係る資料について ・平成 22 年度コンプライアンス研修（e - ラーニング型）及びコンプライアンスアンケートの実施について ・平成 21 年度内部監察の結果に係る改善措置の実施状況の公表について
平成 22 年 8 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度コンプライアンス推進強化月間の取組みについて ・随時監察（公金支出に関する内部監察）の実施について
平成 23 年 1 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・随時監察（公金支出に関する内部監察）の結果及び改善措置について ・平成 22 年度定期監察（個別課題監察）の結果及び改善措置について ・平成 22 年度定期監察（共通課題監察）の結果及び改善措置について ・「個人情報漏えい事故防止策について」

(4) 内部監察制度

ア 「大阪市内部監察規程」の運用		
定期監察	共通課題監察	すべての局等に共通の課題について実施するもの
	個別課題監察	局等ごとに個別に定める課題について実施するもの
随時監察		定期監察のほか、随時に実施する内部監察

大阪市では、従来からも監査委員や外部監査人による監査制度がありましたが、コンプライアンス上問題のあるケースについて、職員自身が主体的・積極的に是正していくという観点から、「大阪市内部監察規程」に基づき、内部監察制度を立ち上げました。

この内部監察には、毎年行う「定期監察」(すべての局等に共通の課題について監察を実施する「共通課題監察」と局等ごとに個別に定める課題について監察を実施する「個別課題監察」と必要に応じて随時に実施する「随時監察」があります。

内部監察は、内部統制責任者(局等の長)が、副内部統制責任者(理事等の局長級職員)や内部統制総括員(コンプライアンス所管担当課長)及び内部統制員(各担当課長)を指揮して実施します。

各内部監察のフロー図については、資料6を参照

イ 内部監察の実施		
定期監察	共通課題監察	課題：「個人情報の適正な取扱いについて」 実施：平成22年7月～平成23年1月
	個別課題監察	課題：(各局等で個別に課題を定めて実施) 実施：平成22年6月～12月
随時監察 (公金支出に関する内部監察)		課題：「補助金の支出手続等について」 実施：平成22年8月～平成23年1月 実施主体：総括内部統制責任者(情報公開室長) 指名内部統制責任者(財政局長、会計室長) 監察対象：平成21年度に交付決定した補助金(一部、平成20年度に交付決定した補助金)から、10事業を抽出

ウ 内部監察の結果等の公表	
定期監察 [共通課題監察] [個別課題監察]	公表日：平成23年1月24日 結果及び改善措置の詳細については、 [共通課題監察] http://www.city.osaka.lg.jp/johokokaishitsu/cmsfiles/contents/0000022/22269/22kyotu.pdf [個別課題監察] http://www.city.osaka.lg.jp/johokokaishitsu/cmsfiles/contents/0000022/22269/22kobetu.pdf を参照してください。
随時監察	公表日：平成23年1月24日

	<p>結果及び改善措置の詳細については、 http://www.city.osaka.lg.jp/johokokaishitsu/cmsfiles/contents/0000022/22269/22zuiji.pdf を参照してください。</p>
--	---

各内部監察の結果及び改善措置の概要については、資料7を参照

(5) 職員の意識改革

ア コンプライアンス推進強化月間の取組み

コンプライアンスに関する取組みを強化するため、毎年9月をコンプライアンス推進強化月間とし、各局等において各種の取組みを実施しています。

平成22年度においても、コンプライアンス推進強化月間と連動して、職場コンプライアンス・サービス研修、コンプライアンス研修（e-ラーニング型研修）及びコンプライアンスアンケートを実施するとともに、各局等で以下の取組みを実施しました。

[主な各局等の取組み]

- ・職場コンプライアンス・サービス研修の集中実施（32 所属）
 - ・所属長等による職場巡視（27 所属）
 - ・コンプライアンス推進強化月間を所属職員全員に周知（24 所属）
 - ・局（区）内内部統制連絡会議の開催（23 所属）
 - ・e-ラーニング型研修の集中実施（21 所属）
- など

イ コンプライアンスに関する研修の実施

コンプライアンスの推進のための意識改革及び組織風土の改革を図ることを目的として、全職員を対象とした「コンプライアンス研修」を、次のとおり実施しました。

実施状況については、資料8を参照

集合型研修

[局部長級]

講師：播磨 政明（弁護士、大阪市公正職務審査委員会委員長）
大西 寛文（公認会計士、大阪市公正職務審査委員会委員長代理）
川崎 裕子（弁護士、大阪市公正職務審査委員会委員）

実施回数及び時間：計3回、7時間30分

受講者数：295 人

[課長・課長代理級]

講師：本多 重夫（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
濱田 剛史（弁護士、姫路獨協大学法科大学院教授）
実施回数及び時間：計 10 回、17 時間 30 分
受講者数：2,174 人

研修テーマ一覧

講師	研修テーマ
播磨 政明	「コンプライアンス雑感」
大西 寛文	「管理職と内部統制制度」
川崎 裕子	「セクシュアルハラスメントを中心に」
本多 重夫	「被疑者・被告人とならないため肝に銘じておくこと ~ 刑事処分の概要と陥りやすい犯罪類型等について ~」
濱田 剛史	

グループ討論型研修

講師：本多 重夫（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
木曾 裕（弁護士、立命館大学（朱雀キャンパス）協力弁護士）
研修テーマ：「こんな時、あなたならどうする？ ~ コンプライアンスを達成するための知恵 ~」
実施回数及び時間：計 6 回、15 時間
受講者数：162 人

服務研修（総務局との共催）

「服務規律確保プロジェクトチーム」において、コンプライアンス研修、服務研修の充実を図り、不祥事案全般の再発防止を主眼とした効果的な研修を実施することとされたことを受け、上記の集合型研修（課長・課長代理級）と併せて、服務研修を実施しました。

講師：総務局、情報公開室職員
実施回数及び時間：計 10 回、7 時間 30 分
受講者数：2,174 人

職場コンプライアンス・服務研修

上記の集合型研修（課長・課長代理級）及び服務研修を受講した課長・課長代理級職員を講師として、係長級以下の全職員を対象に、各職場の業務内容や実態に応じた形でコンプライアンス研修と服務研修を併せて実施しました。

講師：各局等の課長・課長代理級職員

受講者数：31,974人

職場研修（e - ラーニング型研修）

庁内ポータルに学習資料（e - ラーニング教材）を掲載し、係員を含めた全職員に対して、e - ラーニング型研修を行いました。

近時の職員の不祥事を受けて、不祥事案全般の再発防止を主眼とした効果的な研修として実施した「職場コンプライアンス・サービス研修」の内容に即した具体的な事例を取り上げ、刑法等基本法令やサービス上留意すべき点を学ぶとともに、上記研修で学んだ内容の理解をさらに深め、理解度を測ることができる内容とし、常に公務員としての自覚を持って行動し、不祥事案の根絶及び市民の信頼回復に向けて積極的に取り組む姿勢を涵養することを目的として実施しました。

ウ コンプライアンスアンケートの実施

コンプライアンスに関する意識及びコンプライアンス意識向上のための取組みに関する意見などについてのアンケートを実施しました。

アンケートの結果概要については、資料9を参照

エ コンプライアンスハンドブック

大阪市では、各職員が、日常の職務の執行においてコンプライアンス上の疑問点が出てきたときなどに読み返すことによりコンプライアンス意識の向上を図るとともに、各職場におけるコンプライアンス研修の教材としても使用するために、コンプライアンスハンドブックを作成しています。

[コンプライアンスハンドブック]

<http://www.city.osaka.lg.jp/johokokaishitsu/page/0000011523.html>

オ コンプライアンスカード

コンプライアンス・ガイドラインや公益通報受付窓口などを記載したコンプライアンスカードを作成し、職員に周知しています。

(6) コンプライアンスの推進を支える諸制度

ア リーガルサポーターズ制度	
運用実績	279 件

日々の業務執行においてコンプライアンスを高めていくためには、よりタイムリーかつ的確なリーガルチェックが必要です。そこで、担当職員が、自身による法令調査や法務担当職員への相談を行うことに加え、事案に応じて、弁護士による法的助言を得ることができるリーガルサポーターズ制度を運用しています。

現在、弁護士7名体制で相談にあたっています。

相談件数一覧表については、資料10を参照

[リーガルサポーター体制](五十音順 平成23年5月現在)

- ・岡本 岳(民事介入暴力・行政対象暴力関係を中心に)
- ・高坂佳郁子(契約関係、不動産関係、行政事件関係を中心に)
- ・西村 健(不動産関係を中心に)
- ・布施 裕(損害賠償関係、倒産関係を中心に)
- ・本多 重夫(不動産関係、刑事関係を中心に)
- ・森末 尚孝(地方自治法、行政事件関係を中心に)
- ・和田 徹(人事労務関係を中心に)

イ コンプライアンス相談制度	
運用実績	1 件

公正な職務の執行の確保を図るために、職員が日々の業務執行においてコンプライアンス上の問題を感じたときに、それが法令違反なのかどうか、どのように対処すればよいのか、などについて気軽に相談できる窓口を情報公開室監察部に設置しています。

気軽に相談できるよう常設された窓口であるため、文書回答を行った上記1件以外にも、多数の相談が寄せられています。

3 資料編

資料1 公益通報統計資料

資料2 公の施設一覧表

資料3 行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会・生活保護部会
開催状況

資料4 行政対象暴力対応研修 実施状況

資料5 大阪市の内部統制体制及びコンプライアンスの推進に関する
各種取組み

資料6 内部監査（定期監査・随時監査）の流れ

資料7 内部監査（定期監査・随時監査）の結果及び改善措置（概要版）

資料8 コンプライアンス研修（集合型・グループ討論型）の実施状況

資料9 コンプライアンスアンケートの結果概要

資料10 リーガルサポーターズ相談件数一覧表

各資料は平成22年度分です。

公益通報統計資料

1 受付件数

514 件（うち顕名による通報 242 件）

外部通報はすべて顕名による公益通報として集計した。

2 受付状況

区 分	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
面 会	103	-	103
電 話	123	-	123
郵 便	65	10	75
フ ァ ク シ ミ リ	25	6	31
ホ ー ム ペ ー ジ ・ メ ー ル	135	47	182
合 計	451	63	514

内部通報窓口は、情報公開室監察部及び各所属コンプライアンス所管担当である。

3 所属別被通報件数

所 属	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
交 通 局	81	4	85
環 境 局	62	11	73
教 育 委 員 会 事 務 局	53	12	65
ゆとりとみどり振興局	31	5	36
建 設 局	28	0	28
情 報 公 開 室	22	1	23
総 務 局	22	1	23
健 康 福 祉 局	18	1	19
市 民 局	18	0	18
財 政 局	14	1	15
港 湾 局	12	3	15
水 道 局	12	3	15
そ の 他 の 局 等	72	11	83
区 役 所	95	12	107
合 計	545	66	611

1 件の通報で複数所属に関係するものがあるため、受付件数 514 件とは一致しない。

4 勧告の概要

～ 環境局の木津川事務所において心付け等を受領していた件（通報3件）
（22.8.20）

環境局の木津川事務所の少なくとも一部の職員が、一般廃棄物処理手数料の釣銭や心付け等を受領するなどしていた。

本件事案について、徹底した調査を行い、その全容を解明すること、具体的かつ有効な再発防止策を策定し、実施することを勧告された。

区長が地域団体との旅行に公務出張で参加していた件（22.9.3）

各区長が各種地域団体の総会、見学会、懇親会等及び研修旅行に参加したもののうち、合理的な必要性が認められないにもかかわらず、区長が公務として管外出張していたものや、休暇を取得しての参加ではあっても相手方団体に費用負担をさせていたものがあった。

各区長が参加した旅行に係る出張命令について違法な部分を確定し、当該出張命令部分に係る区長の給与等を算定のうえ、旅行に参加した区長から自主的に大阪市に返還するよう求めること、地域団体との旅行のあり方を見直し、区長その他区役所職員の公務員倫理及び服務規律の確保を図ることを勧告された。

連合地域振興町会等で補助金等の不適正な支出があった件（22.9.3）

ある連合地域振興町会等において、本市より交付した補助金、委託料（以下「補助金等」という。）について、不適正な支出が認められたが、これに対し、住之江区長、健康福祉局長は適切な措置を講じていなかった。

不適正な支出が認められた補助金等の一部又は全部の交付決定を取り消し、返還請求を行うこと、各種地域団体に対する補助金、委託料等の交付、精算等の手続の適正さをより一層確保するよう努めること等を勧告された。

特定任期付職員の再任及び退職金の支払が法の趣旨や条例に反して実施された件
（22.11.9）

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」による特定任期付職員を公募を経て任用する際に、他に応募者がなかったとはいえ、特定任期付職員として既に任用されていた同一人を5年の任期満了の翌日に再度任用するとともに、退職手当条例の定めなしに、当初の任期満了の際に退職金を支払った。

当該職員に支給した退職手当について返還請求を行う等、給与条例主義を徹底すること、選考による職員の採用について、公正性、平等性、競争性の確保に努めること、任期付職員の採用・退職に当たっては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の趣旨に照らして、今後同一人が継続的に再任されるような不適切な運用を行わないことを勧告された。

公益通報を行ったと名指しされ、上司から暴言・暴行を受けた件（23.3.25）

ある所属の職員が、公益通報を行ったのではないかと名指しされ、上司から暴言・暴行を受け、その翌日から出勤ができなくなったが、当該所属は暴言・暴行の事実を当日中に把握していたにもかかわらず、速やかに適切な措置を講じなかった。

当該所属は被害を受けた職員に対して謝罪及び本件事案に係る所属の認識等についての説明を行うこと、関係者に対し厳正な措置を講じることを検討すること、再発防止措置を策定し、実施することを勧告された。

公の施設一覧表

資料 2

所管局	施設名	対象施設数
市民局 [49施設]	北区民センター 他	44
	男女共同参画センター中央館 他	5
こども青少年 [7施設]	こども文化センター	1
	青少年センター	1
	愛光会館	1
	長居ユースホステル	1
	伊賀青少年野外活動センター 他	3
ゆとりとみどり振興局 [1,101施設]	大阪市立美術館	1
	大阪歴史博物館	1
	自然史博物館	1
	中央公会堂	1
	芸術創造館	1
	長居陸上競技場、天王寺公園 他	1,047
	中央体育館 他	27
	修道館	1
	扇町プール 他	21
経済局 [1施設]	大阪産業創造館	1
教育委員会事務局 [7施設]	大阪城音楽堂	1
	総合生涯学習センター 他	5
	クラフトパーク	1
健康福祉局 [41施設]	浪速障害者会館 他	7
	長居障害者スポーツセンター 他	2
	北区北老人福祉センター 他	26
	塩楽荘	1
	いきいきエイジングセンター	1
	西成市民館	1
	社会福祉センター	1
	早川福社会館	1
	社会福祉研修・情報センター	1
環境局 [20施設]	大阪市立葬祭場 他	6
	環境学習センター	1
	西三国センター 他	10
	此花屋内プール 他	3
都市整備局 [1施設]	住まい情報センター	1
消防局 [1施設]	阿倍野防災センター	1
港湾局 [265施設]	天保山岸壁 他	260
	大阪北港ヨットハーバー	1
	舞洲体育館 他	4

10局 37条例 1,493施設

天王寺公園他の計1,047施設には、物品販売、集会その他の行為許可の対象となる都市公園を含む。

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会 開催状況

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
北区	4月22日	北区役所4階 402・403会議室	33名	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の構成機関と委員の確認 ・会議運営方法の確認
都島区	3月23日	都島区役所 第1会議室	21名	<ul style="list-style-type: none"> ・都島警察署刑事課長から最近の動向の説明 ・暴力団排除活動の促進のための啓発ビデオ「社会VS暴力団」の視聴 ・意見交換及び刑事課暴力班係長より対応時のポイント等のアドバイス
福島区	5月25日	福島区役所 401会議室	19名	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度大阪市行政対象暴力対策連絡協議会福島区役所部会構成メンバーの紹介 ・福島警察署刑事課長より最近の事件を取上げて業務時の注意点などを助言
此花区	6月17日	此花区役所 講堂C	20名	<ul style="list-style-type: none"> ・此花署刑事課長から最近の行政への暴力状況の説明 ・府警監修ビデオ鑑賞による事例研究 ・此花署防犯係長から行政における対応への助言
中央区	3月24日	中央区役所 601会議室	22名	<ul style="list-style-type: none"> ・東警察署刑事課長、南警察署刑事課長より最近の警察の取組等報告。 ・総務担当課長より不当要求防止責任者講習会参加報告 ・行政対象暴力にかかるDVD（シャットアウト 行政対象暴力）上映 ・警察及び市関係者より暴力事案の報告があった
港区	11月18日	港区役所 501会議室	25名	<ul style="list-style-type: none"> ・港警察署刑事課長から最近の動向の説明 ・港区生活支援担当において、生活保護の決定に関わり、暴力団関係者をかたる不当要求があった事件について、その概要の報告を行った
天王寺区	2月17日	天王寺区役所 3階講堂	25名	<ul style="list-style-type: none"> ・天王寺警察署刑事課長より現状についての報告と4月から大阪府暴力団排除条例が施行されることに伴い、一層の連携強化が必要であることについて説明を受ける ・行政対象暴力の現状と対策についての説明を受け、暴力対策啓発DVD「シャットアウト 行政対象暴力」を鑑賞
浪速区	8月3日	浪速区役所 703・704号室	23名	<ul style="list-style-type: none"> ・区長あいさつ ・委員紹介 ・「シャットアウト 行政対象暴力」のビデオを上映した ・浪速警察署暴力犯係長より最近の事例などについて報告があった
西淀川区	10月20日	西淀川区役所 大会議室3・4	18名	<ul style="list-style-type: none"> ・西淀川区役所総務担当課長より大阪市全体の取組み及び部会設立の経緯説明 ・西淀川警察署刑事課長より暴力団情勢も含め「行政対象暴力の排除に向けた取組み」について講演をいただいた

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
淀川区	3月8日	淀川区役所 区長応接室	20名	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市行政対象暴力排除対策」について ・淀川区管内における暴力団関係の現状について
東淀川区	10月22日	東淀川区役所 304会議室	18名	<ul style="list-style-type: none"> ・東淀川警察署暴力犯係長から最近の動向の説明 ・「行政対象暴力の事例と対処方法」の紹介
東成区	5月13日	東成区役所3階 301会議室	16名	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の目的、構成員の確認 ・部会長あいさつ ・東成警察署刑事課長あいさつ ・出席者紹介 ・「最近における暴力団等の動向について」説明（東成警察署刑事課長・暴力犯係長） ・意見交換
生野区	6月4日	生野区役所 502会議室	21名	<ul style="list-style-type: none"> ・生野警察署長から暴力団取締り状況報告と不法滞在・就労防止月間の説明があった ・生野区役所総務担当課長より行政対象暴力に関する警察への協力依頼があった
	6月28日	生野区役所 604・605会議室	13名	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1日の生活保護費支払日における警備体制の確立について、生野警察署と打合せを行った
	11月5日	生野区役所 502会議室	19名	<ul style="list-style-type: none"> ・生野警察署長から区内の事件・事故についての報告があった ・生野警察署長から区役所における暴力事案に対する報告があった
旭区	7月16日	旭区役所 第1会議室	30名	<ul style="list-style-type: none"> ・旭区役所部会の説明 ・旭区役所総務担当課長および旭警察署刑事課長から行政対象暴力の現状と対策についての報告があった
	3月18日	旭区役所 第2会議室	29名	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府暴力追放推進センター制作・著作の「負けへんで！あなたの勇気をサポートします」のDVDで視聴研修した。
鶴見区	12月21日	鶴見区役所 302会議室	21名	<ul style="list-style-type: none"> ・行政対象暴力にかかるビデオ「シャットアウト 行政対象暴力」視聴 ・鶴見警察署刑事課長、暴力犯係長から行政対象暴力の現状及び平成23年4月1日施行の大阪府暴力団排除条例に関する説明
阿倍野区	6月22日	阿倍野区役所 第1・2会議室	24名	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ビデオ「シャットアウト 行政対象暴力」を上映 ・阿倍野警察署刑事課暴力犯係長から行政対象暴力の現状と対策について説明
住之江区	4月20日	住之江区役所 第1会議室	35名	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の設置要綱等の説明 ・住之江警察署暴力班係長から暴力団の現況について説明 ・同じく、行政対象暴力の現状についての説明
	12月14日	大阪府咲州庁 舎45階 会議室45	25名	<ul style="list-style-type: none"> ・住之江警察署暴力班係長から暴力団の勢力・動向について説明 ・同じく、行政対象暴力の対象と現状についての説明

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
住吉区	9月9日	住吉区役所第5会議室	22名	<ul style="list-style-type: none"> ・住吉警察署刑事課長より、行政対象暴力の現状について説明 ・ビデオ「民暴のトライアングル ねらわれた公共工事」観賞 ・暴力団の現状、図書等の購読要求への対処方法、生活保護不正受給について、住吉警察署暴力犯係長より説明 ・情報交換、質疑応答
東住吉区	10月1日	早川福祉会館第1会議室	18名	<ul style="list-style-type: none"> ・行政対象暴力についてのビデオ視聴 ・東住吉警察署より最近の動向等について説明 ・質疑応答等 ・その他
平野区	12月14日	フェイスゲストハウス月花	23名	<ul style="list-style-type: none"> ・平野警察署長から大阪府暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）について説明 ・平野警察署刑事課長からビデオを交えて、「行政対象暴力の現状と対策」について説明
西成区	6月18日	西成区役所4-7会議室	23名	<ul style="list-style-type: none"> ・西成警察署より刑事課長、同代理、同暴力犯係長、警備課長、同警備係長が出席 ・西成区内の状況（暴力団による不法・不当要求事案等）について ・資料：大阪市行政対象暴力排除対策、行政対象暴力の現状と対策2010年版、暴力団情勢と対策2010年版

西区、大正区、城東区については、開催なし。

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会契約部会 開催状況

開催日	議 題
6月3日	入札等除外措置及び契約状況の調査等について
10月25日	入札等除外措置及び契約状況の調査等について
12月16日	入札等除外措置及び契約状況の調査等について

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会生活保護部会 開催状況

開催日	議 題
	開催なし

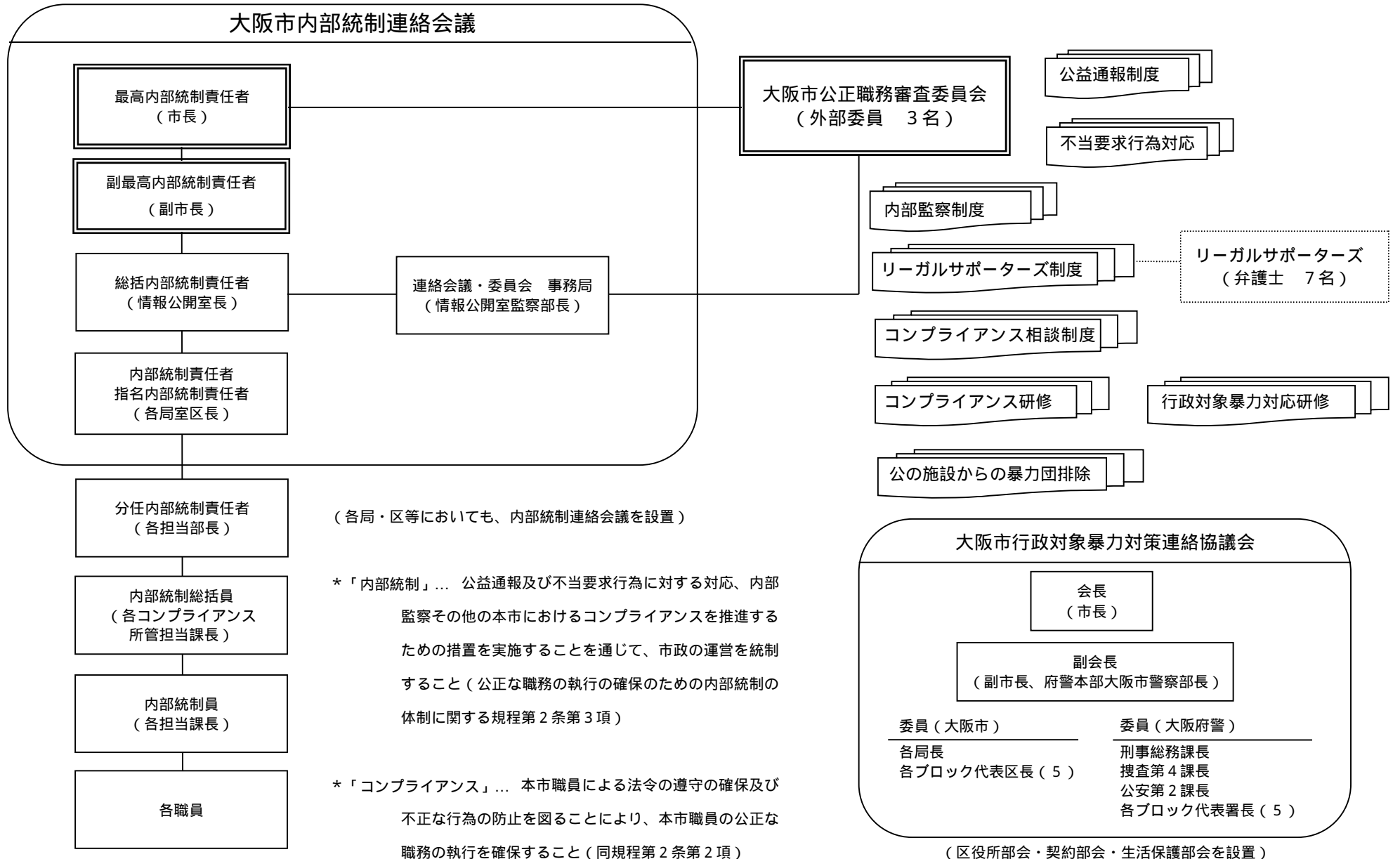
行政対象暴力対応研修 実施状況

回次	開催日時	対象所属	対象者	参加人数
1	6月21日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	33
2	6月23日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	38
3	6月28日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	33
4	6月30日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	36
5	7月8日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	36
6	7月13日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	42
7	7月15日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	39
8	7月20日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	32
9	7月22日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	41
10	7月27日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	47
11	7月29日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	43
12	8月3日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	38
13	8月5日 14:00～17:00	環境局	環境局職員	45
14	9月1日 13:30～17:00	経済局	経済局職員	30
15	9月6日 14:00～17:30	経済局	経済局職員	40
16	9月9日 14:00～17:30	経済局	経済局職員	33
17	9月13日 13:30～17:00	経済局	経済局職員	42

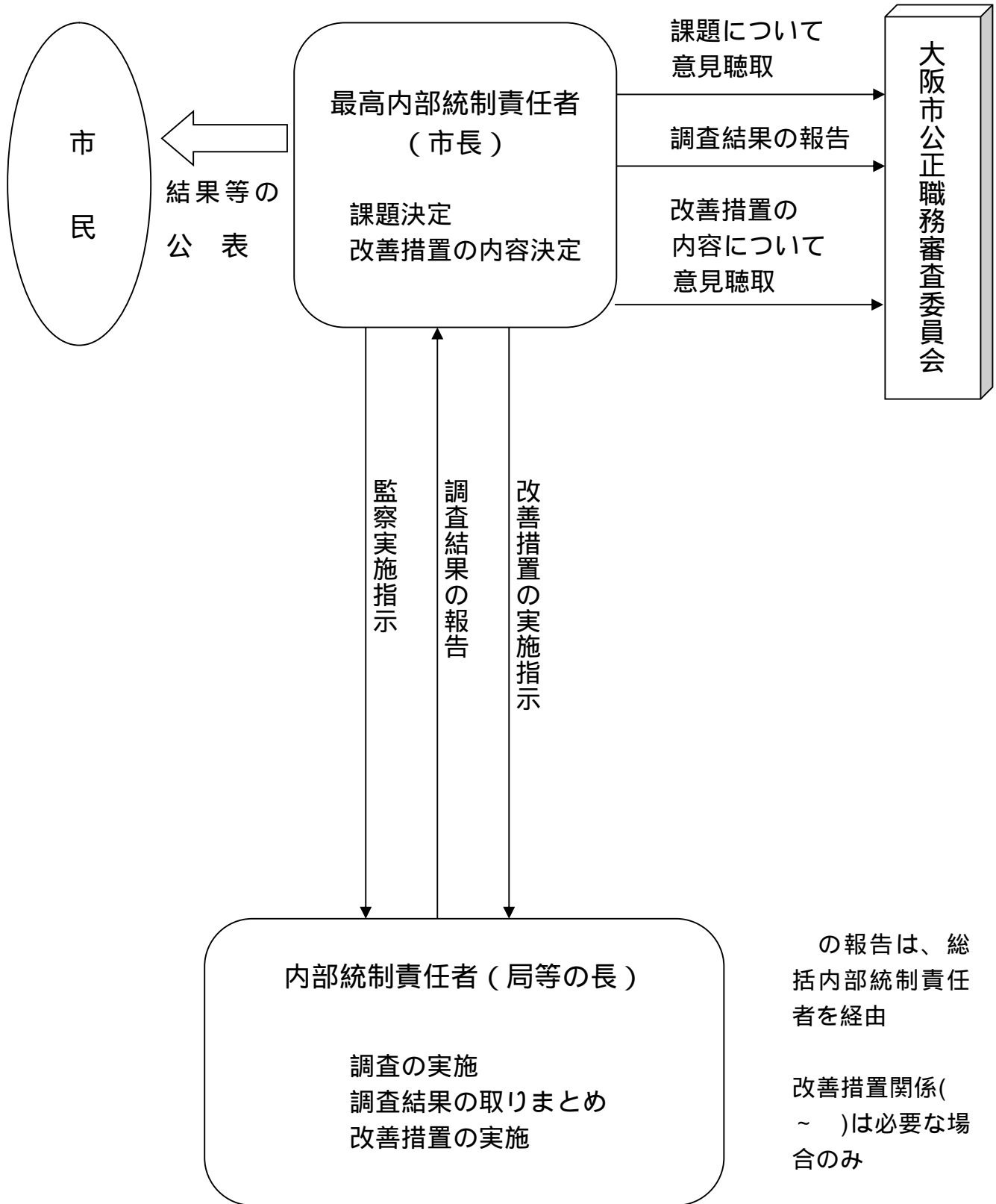
合計17回 648名

大阪市の内部統制体制及びコンプライアンスの推進に関する各種取組み

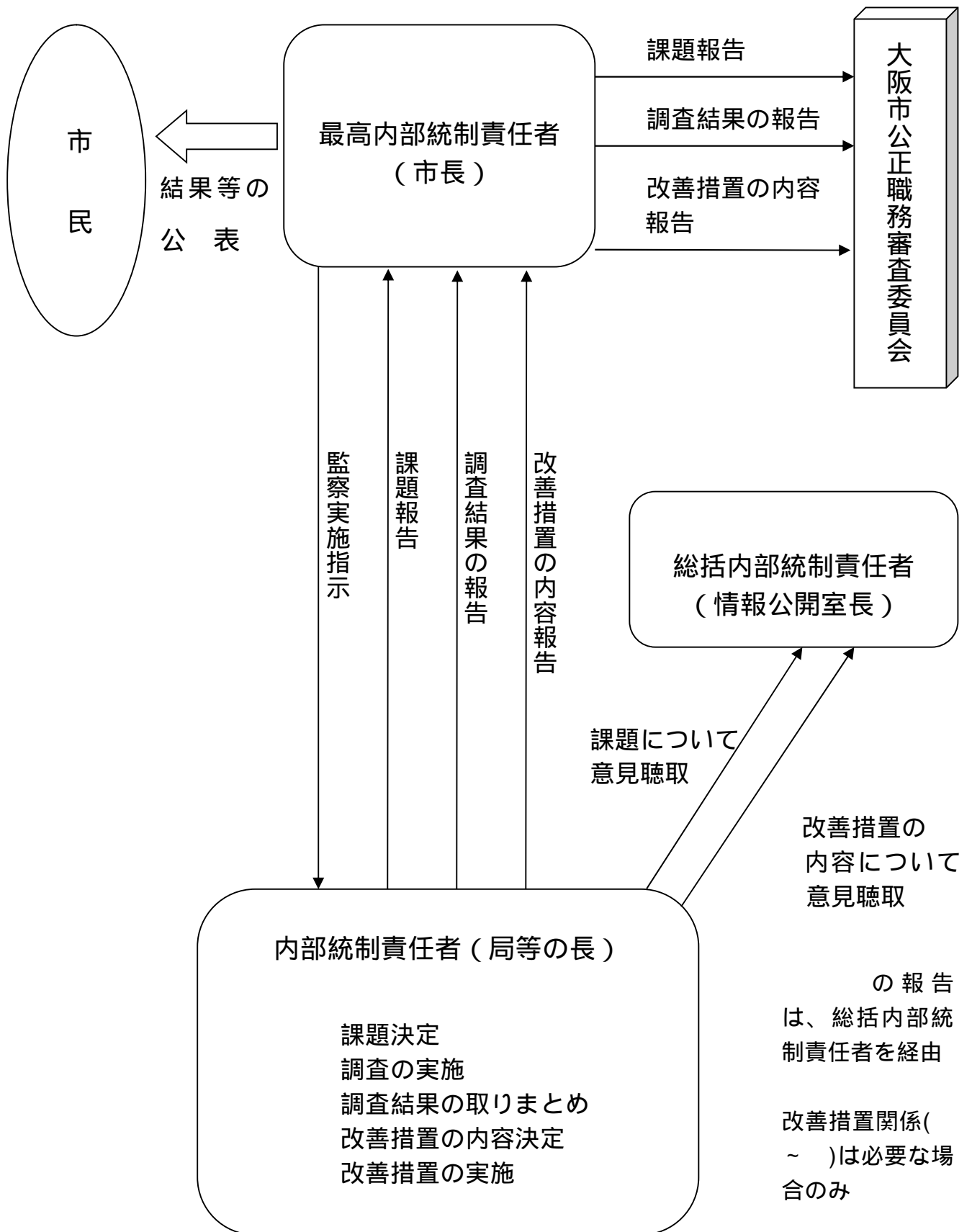
平成 22 年度



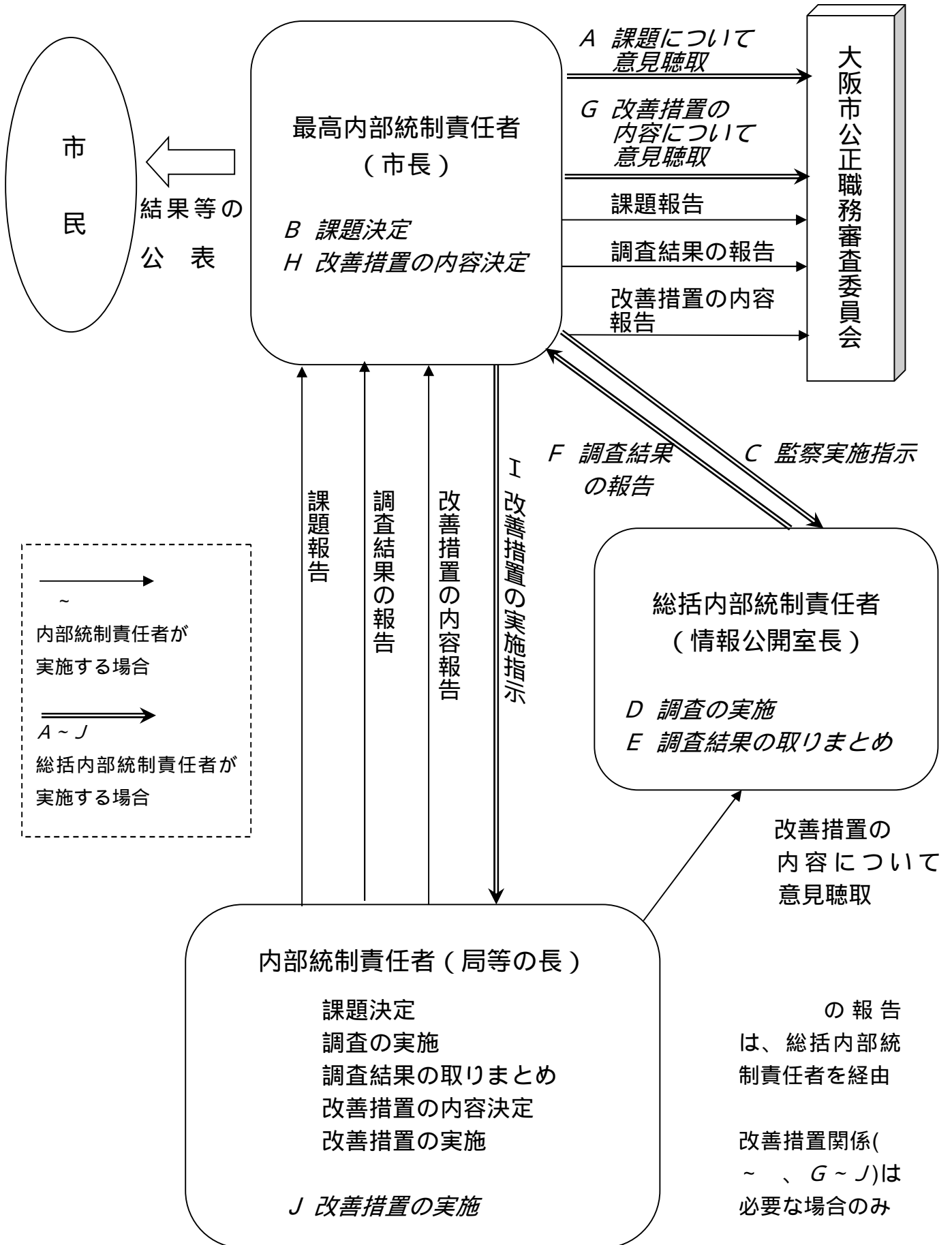
内部監察（定期監察：共通課題監察）の流れ



内部監察（定期監察：個別課題監察）の流れ



内部監察（随時監察）の流れ



平成 22 年度定期監察（共通課題監察）の結果及び改善措置について [概要版]

第 1 監察の概要

1 監察課題：「個人情報の適正な取扱いについて」

個人情報の漏えい事故が、頻発（平成 22 年度：70 件 [6 月 25 日現在]）していること、そのほとんどが、誤送付・誤交付・紛失といった単純な人為ミスが原因であることから、個人情報の重要性についての認識を十分に深め、再発防止に万全を期するため、上記課題を選定した。

- 2 監察対象：すべての担当で取り扱う個人情報のうち、文書又は USB メモリなどの記憶媒体等による送付（郵送、FAX） 交付（窓口手渡し） 外部持出し
1,529 担当（概ね課相当。学校園等を含む。）を対象

第 2 監察結果

監察対象期間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで）に、漏えい事故が発生した担当が見受けられた。（下表の網掛け部分）

監察対象 1,529 担当のうち、

1 個人情報を取り扱っている担当	1,454 担当（95.1%）
2 個人情報を取り扱っていない担当	75 担当（4.9%）

個人情報を取り扱っている担当 1,454 担当のうち、

(1) 送付事務がある担当	949 担当（65.3%）
うち、事故が発生した担当	65 担当（6.8%）
(2) 交付事務がある担当	977 担当（67.2%）
うち、事故が発生した担当	30 担当（3.1%）
(3) 持出し事務がある担当	783 担当（53.9%）
うち、事故が発生した担当	15 担当（1.9%）

第 3 結果分析

1 送付事務について（郵送、FAX）

事故の発生傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・年間 1,000 件を分岐点として、取扱件数が多い担当で発生しやすい。 ・従事者数 20 人を分岐点として、従事者数が比較的多い担当で発生しやすい。 ・事故が発生した担当のうち、取扱件数が「10,001 件以上」かつ従事者数「21～50 人」の担当が 5 割以上を占める。（65 担当中 33 担当）
事故の要因	<ul style="list-style-type: none"> ・送付文書と送付対象者の同一性の確認を行わなかったこと ・複数名ではなく、単独で作業を行ったこと ・作業を中断することなく、専念できる環境を確保していなかったこと
事務の環境等の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・過半数の担当で、自席以外の事務スペースや中断することなく専念できる環境の確保ができていない。 ・複数名（少なくとも 2 名）による多重チェックの実施が徹底されていない。

2 交付事務について（窓口手渡し）

事故の発生傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・年間 1,000 件を分岐点として、取扱件数が多い担当で発生しやすい。 ・従事者数 20 人を分岐点として、従事者数が比較的多い担当で発生しやすい。 ・事故が発生した担当のうち、取扱件数が「10,001 件以上」かつ従事者数「21～50 人」の担当が 4 割以上を占める。（30 担当中 13 担当）
事故の要因	<ul style="list-style-type: none"> ・交付文書と交付対象者の同一性の確認を行わなかったこと
事務の環境等の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・過半数の担当で、自席以外の事務スペースや中断することなく専念できる環境の確保ができていない。 ・複数名（少なくとも 2 名）による多重チェックの実施が徹底されていない。

3 持出し事務について

事故の発生傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・年間 50 回を分岐点として、持出し回数が多い担当で発生しやすい。（15 担当中 11 担当）
事故の要因	<ul style="list-style-type: none"> ・持出者の不注意による盗難や置き忘れなどがあったこと
事務の環境等の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・持出し中の安全対策の確認が必ずしも徹底されていない。

第 4 改善措置について

1 重点項目（多重チェックなど、これさえ守れば事故を防げるポイント）の設定等について

- (1) 情報公開室公開制度等担当においては、各担当に対し、「重点項目」のモデル等関係資料を示した上で、「重点項目」の設定、周知徹底及び実効性の検証を依頼し、設定及び周知徹底の状況について把握する。
- (2) 明文化ルール（要綱やマニュアル）を有しない担当においては、「重点項目」を明文で設定し、担当内での周知徹底及び実効性の検証を行う。明文化ルールについては、策定の必要ありと判断した場合は策定する。
- (3) 明文化ルールを有する担当においては、現行ルールを精査の上、改めて「重点項目」を明示し、担当内での周知徹底及び実効性の検証を行う。

2 意識啓発について

- (1) 情報公開室公開制度等担当においては、既存の研修を活用して課長・課長代理級職員への研修の実施、全担当へ職場研修の実施依頼及び実施状況の把握、職場研修実施のための支援を行う。
- (2) 全担当においては、(1)に基づき、職場研修を実施する。とりわけ、漏えい事故が発生した担当においては、事象事例を踏まえ、再発防止を念頭に置いた研修を実施する。

3 重点項目の徹底及び意識の持続について

- (1) 各担当においては、「重点項目」を遵守することの重要性等について、日常的に意識啓発に努める。
- (2) 情報公開室公開制度等担当においては、必要に応じて実地調査を実施し、問題点等が見受けられれば、その是正に努める。

4 その他について

- (1) 送付事務及び交付事務に係る作業に際しては、自席以外に必要な事務スペース、及び開始から終了まで中断することなく専念できる環境の確保に努める。
- (2) 送付（交付）文書と送付（交付）対象者の同一性の確認を、複数名（少なくとも 2 名）により実施する体制の確保を徹底する。持出し中の安全対策を含めた必要事項の確認を徹底する。

平成 22 年度定期監察（個別課題監察）の結果及び改善措置について [概要版]

大阪市内部監察規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度定期監察（個別課題監察）について実施してきたところであるが、各内部統制責任者から改善措置の内容が報告されたので、次のとおり取りまとめる。

記

1 勤怠管理について（計 23 所属）

(1) 勤務情報システムの運用等について

<p>監察課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超過勤務命令について [政策企画室] ・ 勤務情報システムの適正な運用について [総務局、福島区役所、浪速区役所] ・ 勤怠管理及び超過勤務命令事務の適正化について [市民局] ・ 超過勤務の適正執行について [都市整備局] ・ 超過勤務に関する事務の取扱いについて [水道局] ・ 勤怠管理及び超過勤務命令事務について [教育委員会事務局] ・ 超過勤務命令事務の適正化について [中央区役所] ・ 超過勤務命令事務の更なる適正化について [西区役所] ・ 超過勤務命令の適正化について [淀川区役所] ・ 超過勤務の適正な執行について [生野区役所] ・ 適正な超過勤務命令の執行について [城東区役所] ・ 超過勤務命令事務の適正化について [住吉区役所] ・ 適正な勤怠の管理について [東住吉区役所] ・ 超過勤務命令手続の適正な取扱いについて [西成区役所]
<p>問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤怠管理において事前申請、事前承認等ができていない事例が見受けられた。 ・ カードリーダーの打刻もれや二重打刻が生じている事例が見受けられた。 ・ 超過勤務命令申請において、その業務内容及び理由が具体的でない事例が見受けられた。 ・ 超過勤務に関して基準や目安とされている時間数について認識が低い事例が見受けられた。 ・ 超過勤務終了後の超過勤務認定時刻と実際の退勤時刻との間に 1 時間以上乖離のある事例が見受けられた。 ・ 時間休暇を取得した日に、超過勤務命令を行っている事例が見受けられた。
<p>改善措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤怠管理において事前申請、事前承認等の原則を遵守するよう周知徹底する。 ・ カードリーダーの打刻については、読取機の出退ボタンを押下してから打刻するといった対応策を実施するとともに、適正に行うことについて注意喚起及び周知徹底する。 ・ 超過勤務命令申請における業務内容及び理由については、記載例を参考に具体的に記載するよう周知徹底する。 ・ 各内部統制員に対して、超過勤務に関する基準や目安について、注意喚起を含めた通知を行う。 ・ 超過勤務終了後は、速やかに退庁するよう周知徹底する。 ・ 管理監督者を対象に労働時間の適正管理についての研修を行う。 ・ 超過勤務の業務内容やその必要性について精査し、効率的な業務運営に努めるとともに超過勤務の抑制を図ることを周知徹底する。

(2) 市内等出張交通費の支出手続等について

監察課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市内出張交通費の適正な支給について [市政改革室] ・市内出張時における適正な事務手続き等について [交通局] ・市内出張命令と市内出張交通費の適正な事務の取扱いについて [都島区役所] ・各担当における市内出張命令と市内出張交通費の支給状況について [此花区役所] ・市内等出張交通費の適正な支給について [東成区役所] ・市内出張命令と市内出張交通費の適正な支給について [旭区役所]
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・市内等出張交通費請求明細書等の適正な記入がなされていない事例が見受けられた。 ・経済的・合理的な経路となっていない事例が見受けられた。 ・職務乗車証について、厳重な管理ができていない事例が見受けられた。 ・市内出張命令と市内出張交通費支給調書の内容が一致していない事例が見受けられた。 ・出張交通費の支払事務が定期的（翌月支払）に行われていない事例が見受けられた。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内等出張交通費請求明細書等の適正な記入について、職員に対して周知徹底し、意識の向上を図る。 ・経済的・合理的な経路を利用した場合との差額について、戻入処理を行う。 ・職務乗車証の取扱いに関して改めて周知し、適正な管理の徹底を図る。 ・出張交通費の支払事務に際して、関係書類の記入内容等について十分な確認した上で行うよう再度指示する。 ・定期的な支払いがなされるよう、迅速な事務処理を徹底する。

(3) 職務倫理の遵守状況について

監察課題	・環境局職員の職務倫理の遵守状況について [環境局]
問題点	・「環境局職員の職務倫理保持に関する要綱」に定める職員の身だしなみ等について、遵守していない事例が見受けられた。
改善措置の内容	・要綱の遵守について周知徹底し、職員の意識改革を促進する。

2 金銭管理について（計 11 所属）

(1) 現金等の取扱いについて

監察課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小口支払基金及び小口現金の取扱いについて [建設局] ・公金等の管理について [消防局] ・小口支払基金の取扱いについて [北区役所] ・介護保険料の窓口徴収金等の取扱いについて [大正区役所] ・公金の取り扱いと保管状況について [西淀川区役所] ・各担当における公金（現金・有価証券）の管理状況について [東淀川区役所] ・各担当における公金の管理状況について [阿倍野区役所]
------	--

問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・小口支払基金について、適正な事務処理がなされていない事例が見受けられた。 ・規程等の内容、公金の取扱いについて、必ずしも浸透していない事例が見受けられた。 ・小口支払基金の出納決議簿について不備がある事例が見受けられた。 ・窓口における現金の取扱いについて安全性の観点から最小限に抑える必要があると思われる事例が見受けられた。 ・現金出納簿について、記載誤りがあり、出納状況が適正に記載されていない事例が見受けられた。 ・現金取扱員について、任命手続がなされていない事例が見受けられた。 ・郵便切手について、大量に保管されている事例が見受けられた。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な事務処理方法について、改めて周知徹底する。 ・規程等の内容、公金の取扱いについて、研修を実施し、取扱い事務の内容の周知徹底を図る。 ・出納決議簿を随時チェックするよう徹底する。 ・口座振替を積極的な勧奨に努めるなど、窓口での現金取扱いを最小限に抑える工夫をする。 ・現金出納簿の管理については、日々の現金残高の確認に加え、銀行口座内の残高についても、出納簿との照合を行う。 ・直ちに、現金取扱員の任命手続を行った。 ・郵便切手について適切な管理を行うとともに、適正な保管量となるように努める。

(2) タクシー乗車券の取扱いについて

監察課題	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー乗車券の取り扱いについて [財政局、計画調整局] ・タクシー券の取扱いについて [ゆとりとみどり振興局] ・タクシーの適正な利用とチケットの取扱いについて [選挙管理委員会事務局]
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・出張時にタクシー乗車券を使用した際、市内出張命令手続が取られていない事例や、タクシー乗車券の使用時間、利用目的と市内出張命令申請との整合性がとれていない事例が見受けられた。 ・タクシー乗車券及び「タクシー乗車券交付申請・交付整理簿」に記入漏れや記載誤り等があった事例が見受けられた。また、タクシー乗車券を金庫等で一部保管していない事例が見受けられた。 ・タクシー乗車券交付申請の際、必要事項の記載・押印が徹底されておらず、また、取扱責任者による確認も不十分な事例が見受けられた。 ・タクシー乗車券への記入誤りや紛失など管理が不十分な事例が見受けられた。 ・タクシー乗車券への必要事項の記入誤りがある事例が見受けられた。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー乗車券交付時の市内出張命令手続の徹底を図る。 ・全職員へタクシー乗車券及び「タクシー乗車券交付申請・交付整理簿」への適正な記載を徹底させる。 ・「タクシー乗車券の取り扱いに関する実施要領」に基づき、適正な取扱いの周知・徹底を行う。 ・タクシー乗車券については常時金庫等で保管するよう改める。 ・タクシー乗車券を使用する際には、定められた手続きを取るとともに、記入誤りや紛失等が生じないように、適正な取扱いについて周知徹底する。 ・記入誤りの事例を示し、わかりやすい記入要領を作成し、周知する。

3 文書管理について（計5所属）

<p>監察課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公文書の取扱いについて [危機管理室] 公文書の適正な管理について [会計室] 公印の適正な管理について [病院局] 公文書の適切な取扱いについて [監査・人事制度事務総括局] 公文書の取扱いについて [住之江区役所]
<p>問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公文書管理条例、公文書管理規程、「説明責任を果たすための公文書作成指針」などの文書管理に関する規程等の認識が不十分であると思われる事例が見受けられた。 電子決裁文書にデータ量の膨大なファイルを添付する、必要最小限の決裁ルートとなっていないなど、決裁等の効率化の意識が低い事例が見受けられた。 公印の管理については特に問題点は見受けられなかったが、料金収納業務について業務委託を行い、委託業者において自らの領収印を押印して領収することが望ましい事務手続であると考えられる。
<p>改善措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公文書の適正な管理に関する必要事項について、全職員に周知するとともに、文書管理に関する規程等を遵守するよう徹底する。 常に効率的な決裁を意識し、電子化できるものはできる限り電子化するとともに、データ量やファイル数が多いものについては、効率的な決裁を行えるよう周知徹底を図る。 効率的な意思決定を行うための手法について、庁内メールを活用し、定期的に啓発文書を送付するなど、周知を図る。 平成23年度から委託契約を締結し、委託業者において自らの領収印により収納事務を行わせる。

4 情報管理について（計4所属）

(1) 庁内情報利用パソコンの利用について

<p>監察課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 庁内情報利用パソコンの適正な利用について [中央卸売市場、港湾局] 情報セキュリティの遵守について [市会事務局]
<p>問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記憶媒体の利用に関して、管理簿等が作成されていない、情報セキュリティに関して、離席する際にパソコンのログオフなどを行うよう周知されていないなど、不十分な事例が見受けられた。 庁内情報利用パソコンの私的利用や私物パソコン等の使用実態があり、情報セキュリティに対する認識が低い事例が見受けられた。
<p>改善措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記憶媒体については、管理簿による管理等を行う。 離席時のログオフ等について、スクリーンロックの手法を周知するなど、職員に対して情報漏えい防止対策を講じる習慣づけを図る。 「大阪市情報セキュリティ対策基準」等について周知し、私的利用の禁止、私物パソコン等の使用禁止等について徹底を図る。

(2) 「市民の声」の取扱いについて

監察課題	・「市民の声」の取扱いについて [健康福祉局]
問題点	・「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」、「広聴マニュアル」等に示された「市民の声」の回答期限を過ぎている事例が見受けられた。
改善措置の内容	・進捗管理のための帳票を新たに作成し、回答を作成する必要がある所属に対して事前に内容を伝達し、早期に回答の作成を依頼することにより回答期間の短縮を図る。

5 契約事務の取扱いについて（計5所属）

監察課題	<ul style="list-style-type: none"> ・支払い事務の適正な運用について [情報公開室] ・契約時における「納品書」の確認・保管方法について [契約管財局] ・物品購入契約にかかる手続きについて [港区役所] ・契約における納品書及び業務完了報告書等の確認・保管について [鶴見区役所] ・適正な契約事務の執行について [平野区役所]
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・納品時の履行確認について、統一ルールがなく、履行確認に対する認識が不足している事例が見受けられた。 ・検査調書の様式に統一されていない部分があり、誤記載を招くおそれがある事例が見受けられた。 ・比較見積の実施にあたり、比較業者が限られるなど業者の偏りがあった事例が見受けられた。 ・納品書、業務完了報告書の提出がない事例が見受けられた。 ・検査職員による認印の押印、検査日の記入について、漏れている事例が見受けられた。 ・履行確認に際し、履行確認者の押印漏れがあった事例が見受けられた。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納品確認を徹底するため、納品書に検査職員押印欄（決裁欄）を設け、確認押印する。 ・検査調書の様式を統一し、検査の重要性を含めて検査調書の取扱いについて再度周知徹底する。 ・契約事務審査会において、契約の公平性、透明性を確保するための方策を策定し、職員に対し周知徹底を図る。 ・原則、納品書、業務完了報告書等、契約の履行の証拠になる書類を取得することについて、周知し徹底を図る。 ・納品書等の不備、検査職員による検査の漏れを防ぐため、支出命令書の審査と同時に、証拠書類についても審査する。 ・会計事務について、助言・指導を強化し、履行確認時には、より一層の注意を払うこととする。

6 審議会等の情報公開に向けた取組みについて（1所属）

監察課題	・ 審議会等の情報公開に向けた取組みについて [こども青少年局]
問題点	・ 公表すべき項目で未掲載である事例が見受けられた。 ・ 会議要旨について、作成・公表までに相当の時間を要している事例が見受けられた。
改善措置の内容	・ 審議会等を所管する関係部署において、問題点について認識の共有を図るとともに、「審議会等の設置及び運営に関する指針」の内容について周知徹底に努める。 ・ 現時点で未掲載となっている会議要旨等について、早急に作成し公表する。

7 備品の管理について（1所属）

監察課題	・ 備品の管理について [経済局]
問題点	・ 備品管理のための備品シールについて、日常的にチェックする意識があいまいになっている事例が見受けられた。 ・ 備品の購入時には備品登録を行うものの、廃棄、他局等への保管換えなどの時点では備品という認識が十分でなく、事務処理が漏れている事例が見受けられた。
改善措置の内容	・ 会計規則等に則った備品の適正管理について、周知徹底を図る。

8 区役所業務に関する定期監査等の指摘事項の再点検について（1所属）

監察課題	・ 区役所業務に関する定期監査等の指摘事項の再点検について [天王寺区役所]
問題点	・ 契約事務や支出事務、財産管理に関する各種規程に基づく処理がなされていない事例が見受けられた。 ・ 契約や支出関係書類において、単純な記入漏れや誤記入が多く見受けられた。
改善措置の内容	・ 会計・契約ルールに基づく事務処理を徹底する。そのため、実務担当者に対して、契約時における契約標準約款や物品供給見積書、支出時における請求書、検査調書などの様式について、チェックポイントをまとめ、周知徹底する。決裁権者（課長級職員）に対しても、決裁時のチェックポイントを周知徹底する。

随時監察（公金支出に関する内部監察）の結果及び改善措置について（概要版）

監察課題

「補助金の支出手続等について」

課題決定の背景

- ・旧芦原病院等の特定の団体に対する不適切な支出があったことから、平成 18 年度から平成 21 年度にかけて補助金の支出に関する調査を実施した。
- ・今年度については、平成 21 年度に交付決定した補助金の支出手続等が、「補助金等交付要綱標準モデル」に沿って改正された各補助金交付要綱に基づいて適正になされているかについて調査を行った。

調査対象

平成 21 年度に交付決定した補助金から、10 事業を抽出

国庫補助金が充当されているもの、直近に監査委員による監査が実施されているものなどを除いた中から、昨年度に調査対象としなかった所属及び所管する補助金の件数が多い所属の補助金を中心に、金額が多いものを抽出した。

監察の結果

補助金の返還を要するような不適正な点は認められなかったが、改善が必要な課題等が見受けられた。

（主な課題等について）

交付申請から、交付決定までの期間が標準処理期間（通常 30 日）を過ぎていたもの
補助金額確定通知が申請者になされていなかったもの

交付決定に係る審査基準が、要綱に明確に規定されていなかったもの
など、12 項目について、のべ 29 事業の不備を指摘

改善措置

- ・これまで調査対象とした補助金だけでなく、すべての補助金について、支出手続等を再度確認し、再発防止のための措置を行うものとする。

再発防止のための措置

要綱の規定に遺漏のあったものは、規則及び実際の補助金交付手続に合致するように所要の規定整備を行う。

事務担当者による事務手続き上の課題等については、今回策定した「補助金等交付手続確認シート標準モデル」を参考に、各補助金の実態に合ったマニュアル、チェックリストを作成して、支出手続の適正化及び事務手続き上のミスの再発防止を図る。

- ・今回調査対象として抽出した補助金については、遅くとも平成 22 年度末までに、それ以外の補助金についても、平成 23 年度末までに改善措置を終えることとする。

各補助金概要及び課題事項一覧表

別紙

・各補助金概要一覧表

所 管	支出名称	支出先	21年度決算額 (単位：円)
健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当	障害者・児施設建設借入金償還補助金	(社福)ノーマライゼーション協会 外	166,199,939
健康福祉局 高齢者施策部 いきがい担当	シルバー人材センター運営補助金	(社)大阪市シルバー人材センター	59,496,000
こども青少年局 子育て支援部 保育指導担当	大阪市民間保育所運営補助金(運営改善費)	社会福祉法人 外	241,009,079
都市整備局企画部 民間開発担当	「住民参加による街づくりの促進のための助成に関する要綱」に基づく補助金	フレッシュ鶴橋再開発連絡協議会	500,000
教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補助金(給食費補助)	準要保護家庭の児童生徒の保護者	1,340,488,096
総務局行政部 公立大学法人担当	公立大学法人大阪市立大学施設整備費補助金	公立大学法人 大阪市立大学	10
計画調整局 開発調整部 開発計画担当	大阪ドーム公的施設管理運営補助金	(株)大阪シティドーム	38,387,000
中央卸売市場	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟入居促進事業補助金	新規に本市中央卸売市場本場外から業務管理棟へ入居する者	20
港湾局経営管理部 振興担当	港湾労働者福利厚生事業補助金	(財)大阪港湾福利厚生協会	5,000,000
中央区役所 地域振興担当	大阪市中央区「商い体験」事業補助金	ミナミ地区(概ね中央大通、谷町筋、区境で囲まれた地区)の商店会	354,000

- 21年度において、51年度までの交付決定(12,237,165,000円)を行い、21年度予算金額(284,904,000円)は、全額翌年度に繰越している。
- 20年度決算額は、96,000円である。

・各補助金別課題事項一覧表

:改善を要する点があるもの

補助金名称											
課題事項	(1)ア 標準処理期間について										
	(1)イ 交付申請の代理について										
	(1)ウ 書類記載の代表者職名について										
	(1)エ 補助金交付申請書添付書類について										
	(2)ア 事業変更承認申請について										
	(3)ア 実績報告書記載内容の確認について										
	(3)イ 実地調査内容の記録について										
	(3)ウ 確定通知について										
	(3)エ 実績報告書添付書類について										
	(4)ア 要綱の様式等について										
	(4)イ 書類の必要な記載事項について										
	(4)ウ 補助金交付に係る審査基準について										
指摘事項 のべ件数 計	12項目	3	3	6	2	6	2	2	1	2	2
		のべ 29事業									

コンプライアンス研修（集合型・グループ討論型）の実施状況

[平成 22 年度実績]

集合型研修

・ 局部長級職員

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	1 月 12 日(水)	9:30 ~ 12:00	川崎 裕子 (弁護士・大阪市公正職務審査委員会委員)
第 2 回	1 月 12 日(水)	14:30 ~ 17:00	播磨 政明 (弁護士・大阪市公正職務審査委員会委員長)
第 3 回	1 月 13 日(木)	14:30 ~ 17:00	大西 寛文 (公認会計士・大阪市公正職務審査委員会委員長代理)

・ 課長級・課長代理級職員

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	7 月 1 日(木)	9:30 ~ 11:15	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 2 回	7 月 1 日(木)	14:30 ~ 16:15	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 3 回	7 月 2 日(金)	9:30 ~ 11:15	濱田 剛史 (弁護士・姫路獨協大学法科大学院教授)
第 4 回	7 月 2 日(金)	14:30 ~ 16:15	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 5 回	7 月 5 日(月)	9:30 ~ 11:15	濱田 剛史 (弁護士・姫路獨協大学法科大学院教授)
第 6 回	7 月 5 日(月)	14:30 ~ 16:15	濱田 剛史 (弁護士・姫路獨協大学法科大学院教授)
第 7 回	7 月 6 日(火)	9:30 ~ 11:15	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 8 回	7 月 6 日(火)	14:30 ~ 16:15	濱田 剛史 (弁護士・姫路獨協大学法科大学院教授)
第 9 回	7 月 7 日(水)	9:30 ~ 11:15	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 10 回	7 月 7 日(水)	14:30 ~ 16:15	濱田 剛史 (弁護士・姫路獨協大学法科大学院教授)

課長級・課長代理級職員については、総務局人事担当との共催で「服務研修」(約45分間 午前は11:25～12:10、午後は16:25～17:10)を併せて実施した。

グループ討論型研修

回次	月 日	時 間	講 師
第1回	12月20日(月)	9:30～12:00	木曾 裕 (弁護士・立命館大学(朱雀キャンパス) 協力弁護士)
第2回	12月21日(火)	9:30～12:00	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第3回	12月21日(火)	14:30～17:00	
第4回	12月22日(水)	9:30～12:00	木曾 裕 (弁護士・立命館大学(朱雀キャンパス) 協力弁護士)
第5回	12月22日(水)	14:30～17:00	
第6回	12月24日(金)	9:30～12:00	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)

コンプライアンスアンケートの結果概要

1 アンケートの概要

(1) 回答数

32,498 人

ただし、一部設問にのみ回答をいただいたものについても、1人と集計しているため、各設問の回答者数の合計とは一致しない。

(2) 実施期間

平成 22 年 7 月 12 日～10 月 29 日

(3) 実施方法

庁内ポータルの情報公開室所属サイトにアンケートを掲載し、主として、各職場においてアンケートを印刷したうえ、職場コンプライアンス・服務研修の実施に併せて回答をいただいた。

2 アンケートの主な結果

(1) あなたは、「コンプライアンス」という言葉の意味をどのように理解していますか。

1 法令を遵守すること	11,406 人	35.2%
2 法令を遵守することだけでなく、社会（市民）の要請（信頼）に応えること	20,203 人	62.3%
3 よくわからない	807 人	2.5%
回答者数 合計	32,416 人	

(2) あなたは、日々の業務を執行するにあたって、常に「コンプライアンス」を意識していますか。

1 常に意識している	13,470 人	41.5%
2 どちらかといえば意識している	16,534 人	51.0%
3 特に意識していない	2,445 人	7.5%
回答者数 合計	32,449 人	

(3) あなたは、昨年度と比較して、コンプライアンスに関する意識が変わりましたか。

1 今年度、意識改革をすることができた	5,561 人	17.2%
2 昨年度以前から意識は変わっており、それを実行している	24,124 人	74.6%
3 特に意識は変わっていない	2,632 人	8.1%
回答者数 合計	32,317 人	

(4) あなたは、あなたの上司、同僚や部下が、日々の業務を執行するにあたってコンプライアンスを意識していると思いますか。

1 常に意識している	11,980 人	37.0%
2 どちらかと言えば意識している	17,623 人	54.4%
3 特に意識していない	2,774 人	8.6%
回答者数 合計	32,377 人	

(5) あなたの職場では、職務に関して自由に意見が言えますか。それとも言えませんか。

1 おおむね自由に意見が言える	22,339 人	69.5%
2 どちらともいえない	8,353 人	26.0%
3 自由に意見が言えない	1,440 人	4.5%
回答者数 合計	32,132 人	

(6) あなたは、大阪市におけるコンプライアンス推進に向けて、どのような取組をすべきであると考えますか。

1 公益通報制度の充実	5,137 人	16.4%
2 不当要求行為対応の充実	7,768 人	24.7%
3 内部監察制度の充実	5,229 人	16.6%
4 コンプライアンス研修の充実	13,274 人	42.3%
回答者数 合計	31,408 人	

リーガルサポーターズ相談件数一覧表（平成22年度）

（単位：件）

相談内容 相談年月	相談内容									計
	民事一般	不動産	契 約	人事労務	損害賠償	行政対象暴力	債権回収	損失補償	行政処分	
平成22年 4 月	1	6	2	2	4	1	1	-	-	17
平成22年 5 月	4	4	-	1	1	-	1	-	2	13
平成22年 6 月	5	4	3	-	4	-	1	-	5	22
平成22年 7 月	7	8	8	4	3	-	-	-	1	31
平成22年 8 月	5	2	5	-	1	-	1	-	-	14
平成22年 9 月	7	10	5	1	2	-	4	-	2	31
平成22年10月	3	5	3	3	1	-	-	-	4	19
平成22年11月	6	6	5	1	1	1	1	-	4	25
平成22年12月	7	12	6	2	5	-	-	-	2	34
平成23年 1 月	7	4	3	4	2	-	-	-	3	23
平成23年 2 月	7	7	3	2	1	-	-	-	2	22
平成23年 3 月	6	7	7	1	2	1	-	-	4	28
平成22年度計	65	75	50	21	27	3	9	0	29	279

同一案件の相談が複数回にわたり、月をまたいだ場合は、初回の相談月にカウントしている。

4 平成 22 年度を振り返って

コンプライアンスの推進に関する各種取組みの実施状況において、評価できる点及び今後の課題については、次のとおりです。

《評価できる点》

公益通報受付件数の減少

引き続き、多数の公益通報（平成 22 年度：514 件）が寄せられている状況にあるものの、新規受付件数は、年々、減少している傾向にあり、とりわけ、直近の 2 年間（平成 21・22 年度）にあっては、連続して 500 件前後で推移している。

コンプライアンスの推進に関する各種取組みを着実に実施してきたことで、職員間にコンプライアンス意識が浸透してきた一つの表れであると認識している。

- ・平成 18 年度 875 件（最大）
- ・平成 19 年度 771 件
- ・平成 20 年度 709 件
- ・平成 21 年度 460 件（最小）
- ・平成 22 年度 514 件

減少傾向

特に平成 20 年度を分岐点として減少傾向が顕著

公の施設からの暴力団排除の取組み

施設利用者をはじめ、市民の安全・安心に資することを目的として、公の施設（10 局 37 条例 1,493 施設）から暴力団の利益となる使用を排除する取組みを実施し、大阪府警と締結している「大阪市が設置する公の施設からの暴力団排除に関する覚書」に基づき、各所管局において設置している公の施設から暴力団の利益となる使用を排除（9 件延べ 13 人）することができた。

職場コンプライアンス・サービス研修の実施

従来の集合型研修（課長・課長代理級）に加えて、不祥事案全般の再発防止を主眼とした効果的な研修として、係長級以下の全職員を対象（受講者数：31,974 人）に、各職場の業務内容や実態に応じた形で実施することができた。

職員のコンプライアンスに関する意識の把握

コンプライアンス・サービス研修（集合型研修）及び職場コンプライアンス・サービス研修と併せて、コンプライアンスアンケートを実施し、職員のコンプライアンスに関する意識などについて、より幅広く把握することができた。

リーガルサポーターズ制度の効率的かつ効果的な運用

制度導入以来、年々、増加傾向にある相談件数及び複雑かつ多様化している相談内容に適応し、過去最多となる 279 件の相談案件について、的確にリーガルサポーターとの調整を行い、効率的かつ効果的に制度を運用することができた。

また、相談件数が増加していることについては、法的な問題を含む案件が発生した際に、リーガルサポーターへ相談し的確な法的助言を得ることで、早期に問題を解決するというコンプライアンス意識の高まりそのものであると認識している。

《今後の課題》

公益通報案件の処理期間の短縮化

受付件数は減少傾向にあるものの、依然として多数の公益通報があり、また、公益通報制度の浸透に伴い、その内容が複雑な公益通報案件も見受けられる。

大阪市公正職務審査委員会においては、効率化を図りながらも慎重な審議を行っているため、処理完了までに相当期間を要する状況である。

引き続き、慎重な審議を行いつつも、より効率的な進行に努め、処理期間の短縮化を図る必要がある。

効果的なコンプライアンス研修のあり方の検討

少人数形式を採用した、より実務的かつ実践的な研修であるグループ討論型研修を、さらに充実・強化するため、講師選定や研修手法等について検討する必要がある。

併せて、研修効果をより幅広く浸透させる観点から、受講対象を係長級職員全体にまで拡大（平成 22 年度は、課長・課長代理級職員及び総括的立場にある係長級職員を受講対象として実施）することも視野に入れた研修の実施を検討する必要がある。

リーガルサポーターの増員の検討

増加傾向にある相談件数、また複雑かつ多様化する相談内容に対応するため、各局等に対してアンケートを実施するなどニーズの把握に努め、相談件数や相談内容の推移を見つつ、必要とされている相談分野に応じたリーガルサポーターの増員を検討する必要がある。

コンプライアンス相談制度のあり方の検討

随時、情報公開室監察部において相談を受け付けているが、最近では、複雑かつ高度な内容の案件が増加し、監察部職員では迅速かつ適切に対応することが困難であり、リーガルサポーターズへの相談案件となる傾向が強くなってきている。

このため、コンプライアンス相談を、リーガルサポーターへ相談する際の事前相談として機能するなど、効率的かつ効果的な制度の運用に向けて検討を行う必要がある。

5 平成 23 年度に向けて

公益通報の次年度繰越案件数の減少

大阪市公正職務審査委員会の委員全員が改選されたことを受け、より一層、円滑な運営に努めたものの、内容が複雑な通報案件については、処理期間が長期化することが避けられないものも見受けられた。

引き続き、公益通報案件の処理期間の短縮化とともに処理件数の増加を図ることにより、当年度受理案件の当年度処理に努め、次年度繰越案件数を減少させる。

コンプライアンス研修（グループ討論型研修）の充実・強化

平成 23 年度コンプライアンス研修（グループ討論型研修）については、さらなる充実・強化を図るため、民間の研修事業者を公募して実施する。

また、受講対象については、平成 22 年度に引き続き、課長・課長代理級職員及び総括的な立場にある係長級職員として実施する。

コンプライアンス相談の充実・強化

各職員が自ら従事する業務について、コンプライアンス上の問題を気軽に相談できる窓口としてさらなる周知を図るほか、リーガルサポーターズ制度を実施する際に、効率的かつ効果的な相談の実施につなげるため、「相談する法的事項」の整理など、リーガルサポーターへの橋渡しとしての機能を有するコンプライアンス相談となるよう、「大阪市コンプライアンス相談事務取扱要領」の改訂を含めて検討する。

6 おわりに

コンプライアンスを推進するための取組みについては、すでに条例等で定められている手順を含めて、PDCA サイクルによる評価と見直しを行う必要があると考えており、改善することが効果的と判断したものについては、積極的に改善を図ってまいります。

コンプライアンス上の問題が生じた場合に、一部の不心得な職員によるものと矮小化するのではなく、そのような問題が発生する組織全体の構造的な問題として捉え、徹底的に是正・改善していく必要があります。そのためには、各々の職員が高いコンプライアンス意識を持ち、職員自らが主体的かつ積極的にコンプライアンスを推進する組織風土を作りあげることが重要であり、それが、まさに市民の皆様信頼される行政の実現につながるものと考えています。

平成 23 年度もコンプライアンスの推進について、引き続き積極的に取り組んでまいります。